

豊かな祝福のうち、聖業のためますます御精励の趣き大慶に存じます。同志社における神学教育のために、つねに変わらぬ御心と励ましをよ寄せ頂きますことと、衷心感謝申しあげます。

一月八日付の先生がた御署名の書簡拝受いたしました。今回の当神学部における実践神学担当者として、関東学院大学神学部助教石井裕二氏を招聘する件につき、ひとかたならぬ御心配を頂いてあります旨承り、まことに恐縮に存じますこと共に、先生がたの眞摯な母校愛と、同志社的特色をもつて、教団形成に努力して下さる御称子を伺うことができ、じより感謝と敬意を覚えます。また一月十五日、実践神学担当樋口助教と同通東上し、雲南牧教会牧師館に於て先生がた（署名者全部）はありませんでした（が）と、腹臆なご懇話の時を持ちました結果、御意見の詳細にわたって理解することができました。御質疑の趣旨につき、教授会に報告の上、その議を各ミニに御解答申しあげます。

貴書簡に表明されております本人件についての疑義は二つの点に要約されると存じます。一つは、教団を通じて日本伝道に貢献すべし同志社大学神学部の実践神学のポストに他教派の教職を招聘することについて、二つは、牧会伝道の圣经をほとんど持たぬ人物をこのポストに招くことについて、であります。

まず、や二の御疑問について申しますと、石井氏は昭和三十三年大学院修士課程修了と同時に京都バプテスト教会伝道師に就任、やがて牧師となり、三十六年三月まで在職、同年四月関東学院大学神学部へ転じたあと、横浜新子安教会において、牧会に携わり、ついで戸塚区に南坂伝道を開始、戸塚伝道所を設立し現在にいたるまで同教会の主任教師でありますので、バプテスト教会においてであるにせよ、牧会の経験は十年近くの年月にわたって積まれたこととなります。

御疑問のや一点につきましまして、わたくしどもの考えをよりますところと、つぎの五項に纏めて申しあげます。

(1) 当神学部は、総合大学の一学部として、神学の学的研究教育機関であると同

時に、教会の宣教に神学の研究教育と宣教者の養成をもち、奉仕する機関であり、しかも教団の認可神学校の一つとして、主として教団の宣教に仕える神学校であることは申すまでもありません。教団成立当初より今日まで、当神学部は一貫してこの方針を遂行して来ました。当神学部は、神学本来の任務の一つとしての教会の宣教にたいする批判検討のわざに従事すると共に、学的にも実践的にも教団の形成発展に反する態度をとつたことはありませんでした。今後そのようなことはないでしょう。したがって、教団の形成のため御奮闘中の先生がたの活動も支持こそすれ、その足場を崩すこととはけつしてないものと信じます。

(2) 今日、神学界、神学教育界を見渡しますと、神学はますます基本的な意味で実践的性格を強めており、同時に実践神学もはや牧会や説教の方法や技術の教授に終始するのではなくその使命を果しえなくなつて、いることが明らかであります。

今日の実践神学には、神学の全体にわたって宣教の神学としての実践的基盤を賦与する基礎理論の確立が要請されています。それとすれば、教会の本質に深く根ざしたエキメニズムを不可欠の要素とするでしょう。同時に、激しく変転し行く社会の構造・生活形態・思考様式等の動向にたいして最も適切な宣教方策や教会の稼働を創造的に指示しうる神学理論を生み出すものでなければならぬと存じます。教授会はこのような実践神学をつち建てる人物を求めました。この点、石井氏は当神学部博士課程在学中の論文その他を通し、またあとに掲げます学術雑誌に発表された業績を通して、神学の全領域にわたる豊かな力柄とそれらを組織的に体系化する優れた能力と、神学の体系化に際しての実践的宣教的関心の大きさとを十分に立証しうる人物として高い評価をうけたのでした。

(3) 石井氏は教職としては教団に籍を置いたことはありませんので、右のごとき力柄の持主であるとしても、教団の宣教に主たる責任を負う当神学部における実践神学担当者として果して適任か否か、については、教授会においても相当の論議が幾度か交わされました。本人件審議に当つて教授会は、基本的条件として、(一)教団の教師、(二)当神学部出身者、という二条件を決定しましたが、石井氏は(一)については問題がないとしても、(二)については、当人が教団教師となり、

教団を通じて教会の宣教に仕え、教団の形成発展に貢献する決意をされる場合にのみ選挙対象とすべきことを教役会は申し合わせ、しかる後に交渉に移ったので、同氏は長い熟慮と祈りの末、右の決意をされ受諾の意向を明らかにされたのでありました。もとより、同氏が、出身教会も同志社在学中の出席教会もまったく他教派の教会であったというふうな人物であったら、その学的能力が十分に優れていようとも、はいめから問題となることはなかったでしょう。同氏は日本基督教団亀野教会(兵庫教区)出身であり、在学中は住の道一社教会(大坂教区)その他に派遣されて実習を行い、大学院修了に際して京都バプテスト教会に、とくにその長老であった香里市校長下山敏男氏の懇望により、山崎神学部長(当時)の指示に従って同教会に赴任したのであります。それゆえ教団とまったく無縁の人物であったわけではありません。またその由学された神学校は、米園合同キリスト教会(旧組合教会が主流)と北部バプテスト教会の連合神学校として著名なアンドリュー・ニコルソン神学校でありました。石井氏がいわゆる *The Baptist Principles* に偏狭に固執する教派主義者ではないことは、いわゆる各個教会自身、聖書至上主義、洗礼論などについての当方よりの質問への回答からも、また上述の諸論文からも明らかになるのであります。それゆえ、同氏が実践神学担当者として就任されても、偏った教派主義にとらわれて同志社の神学教育に支障を来すことはないであろうことを教役会は確信し、かつ広いエキスメンカルな宣教の神学の立場から、他教派にあつたその各派と建設的に生かしつつ教団の形成に貢献されることを願つておるわけでありました。

(4) 神学部における学生の精神的、物質的生活にたいする適切な指導の必要性はまことに大であります。もとよりこれは各教役の責務に属することもありますが、実践神学担当者にはとくにこの面における指導力が要望されます。わたしの場合は、関東学院大学の教師、学生のいじめにたいしても、石井氏のこの面における働きがきわめて高く評価されていることを承知してあります。

(5) 実践神学諸科目は、学部三年次から大学院修士課程まで配置されています。学部教師の教歴年限について申しますと、学内の諸規定により、助手三年、専

任講師三年、助教役六年を全て教授に任命され、大学院教授資格を得るには、さらに五年を要します。助手は科目を担当できません。そこで大学院教授資格を取得するためには、教歴年限に依りて得るべき近い位置にある人物が要望されたわけがあります。もちろん石井氏といえども、大学院科目を担当しうるためには年限に依りてまだ数年を要します。しかし、数名の候補者についてそれらの教歴、研究歴、業績などと総合的に検討しました結果、教授令は石井氏を最適と判断したわけです。

以上五項目にわたって申し述べましたが、いま一つのこととつけ加えて結いといたします。実践神学の領域には、樋口助教役、深田専任講師、大山寛講師、田中伊佐久講師、三井久講師、柏井忠夫講師がふり、市内外の教団諸教職も、実習指導を通じて積極的に参加して下さっています。さらに教団の新らしい宣教理論や動向の教育面への反映については一層の配慮を加えたいと考えております。各教役も実践神学の確立にはまじめな関心を持ち、これを一つの共同のわざとして自覚しつつあります。(例えば教授令の読書会、本年度のテーマは教会論で、毎回共通の論題を巡って多角的な討議が積み重ねられつつあります)。石井氏はこのような状況にある教授令に加えられるわけです。同氏は必ずしも有能力的な一員としてお働き下さるでしょう。しかし、実践神学は石井氏一人に任せておいてよいものではありません。教授、講師、諸教職の共同の関心の中心に依りて活動して頂き、多くの方々の協力支持を得てはじめて、同氏はその優れた賜物を十分に発揮し、神学部的主要任務たる教団の宣教への奉仕のわざに大きな貢献をなし得るものと信じます。御本人も各方面からの指導協力を衷心要望しておられます。同志社の実践神学は、大下、棟方両先生の教かれたいレベルの上にこれから本格的前進を始めようとしています。教授、講師全員、大まな決意と期待ももって同志社の実践神学を盛り立てようとしています。先生がたが御真慮下さいます御真情は衷心感謝に堪えません。御指摘頂きました真はなは十分に自戒致したいと存じます。卒業生諸氏との連絡

意志疏通などについても一層改善を計りたいと考えております。同志社の神学、とくに実践神学の前進のために、ゆたたくしどもの意のあるところを諒とされ、寛容に長い目をもつてお力添え下さいますようお願い申し上げます。

右、お返事申しあげます。先生がたのお働らきの上に、いよく、祝福と恵みの豊かにならんことを祈りつつ。

一九六八年一月二十七日

同志社大学神学部教授会代表

神学部長 遠藤 彰

- 飯 清 殿
- 中嶋 正昭 殿
- 小野 一郎 殿
- 岸本 和世 殿
- 伊藤 義清 殿
- 中嶋 剛 殿
- 齊藤 道雄 殿

付記 石井祐二氏の既発表論文

- 「聖餐におけるキリストの現在の理解」 昭和36年
- 「原啓末論の同題」 同 37年
- 「P. ティリッヒにおける啓示と理性」 同 37年
- 「旧約聖書のキリスト証言」 同 38年
- 「カール・バルトの解釈学について」 同 39年
- 「ヨハネにおける神認識 I」 同 39年
- 「同」 同 40年
- 「同」 同 41年
- 「聖書と神学」カ6号 昭和36年
- 「同」カ7号 同 37年
- 「同」カ8号 同 37年
- 「同」カ9号 同 38年
- 「同」カ10号 同 38年
- 「同」カ11号 同 39年
- 「同」カ12号 同 39年
- 「同」カ13号 同 40年
- 「同」カ14号 同 40年
- 「同」カ15号 同 41年